

平成十五年法律第百十二号

国立大学法人法

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第八条)

第二節 国立大学法人評価委員会(第九条)

第二章 組織及び業務

第一節 国立大学法人

第一款 役員及び職員(第十条―第十九条)

第二款 経営協議会等(第二十条・第二十一条)

第三款 業務等(第二十二条・第二十三条)

第二節 大学共同利用機関法人

第一款 役員及び職員(第二十四条―第二十六条)

第二款 経営協議会等(第二十七条・第二十八条)

第三款 業務等(第二十九条)

第三章 中期目標等(第三十条―第三十一条の四)

第四章 財務及び会計(第三十二条―第三十四条の三)

第五章 指定国立大学法人等(第三十四条の四―第三十四条の九)

第六章 雑則(第三十四条の十―第三十七条)

第七章 罰則(第三十八条―第四十一条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは、別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)が達成すべき業務運営に関する目標であつて、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であつて、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法(第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)をいう。以下同じ。)第三十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。

8 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学に必要な事項を定めたものをいう。

(教育研究の特性への配慮)

第三条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(国立大学法人の名称等)

第四条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第一の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。

2 別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

(大学共同利用機関法人の名称等)

第五条 各大学共同利用機関法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第二の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる研究分野について、文部科学省令で定めるところにより、大学共同利用機関を設置するものとする。

(法人格)

第六条 国立大学法人等は、法人とする。

(資本金)

第七条 各国立大学法人等の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立大学法人等に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(第六項及び第三十四条の二において「土地等」という。)を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付することができる。

5 国立大学法人等は、第二項又は第三項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

(名称の使用制限)

第八条 国立大学法人又は大学共同利用機関法人でない者は、その名称中に、それぞれ国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いてはならない。

第二節 国立大学法人評価委員会

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 文部科学大臣は、大学の運営に関し高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。)を評価委員会の委員に任命することができる。

4 前項の場合において、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

5 前三項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

第二章 組織及び業務

第一節 国立大学法人

第一款 役員及び職員

(役員)

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。）及び監事二人を置く。

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

3 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務（以下「大学の長としての職務」という。）を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる。

4 国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(役員)の職務及び権限)

第十一条 学長は、大学の長としての職務（大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事の職務に係るものを除く。）を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

3 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項

二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認（第十三条の二第一項及び第十七条第六項の承認を除く。）を受けなければならない事項

三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他役員会が定める重要事項

4 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。

6 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

9 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

10 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

11 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(学長等への報告義務)

第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(役員)の任命)

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に關し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行われなければならない。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

9 監事は、文部科学大臣が任命する。

第十三条 理事（大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。）は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十三条の二 大学総括理事は、第十二条第七項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。

2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（学外者が学長に任命されているものを除く。）の理事の任命に關する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

(役員)の任期)

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

- 2 理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならぬ。
 - 3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならぬ。
 - 4 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。
- (役員欠格条項)
- 16 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができない。
- (役員解任)
- 17 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができないうちに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
 - 2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
 - 三 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。
 - 5 学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
 - 6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。
 - 7 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条第六項」と読み替えるものとする。
 - 18 (役員及び職員の秘密保持義務)
国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 19 (役員及び職員の地位)
国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二款 経営協議会等

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

 - 一 学長
 - 二 学長が指名する理事及び職員
 - 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
 - 4 前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。経営協議会の委員の過半数は、第二項第三号の委員でなければならない。
 - 5 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
 - 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
 - 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - 六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項
 - 6 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
 - 7 議長は、経営協議会を主宰する。
 - 21 (教育研究評議会)
第二十一条 国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。
 - 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
 - 一 学長
 - 二 学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、学長又は当該大学総括理事）が指名する理事
 - 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者
 - 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。）が指名する職員
 - 3 前項各号に掲げる者のほか、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては当該大学総括理事を、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合にあつては当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。
 - 4 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 中期目標についての意見に関する事項（前条第五項第一号に掲げる事項を除く。）
 - 二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第五項第二号に掲げる事項を除く。）
 - 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 四 教員人事に関する事項
 - 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - 九 その他国立大学の教育研究に関する重要事項
 - 5 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
 - 6 議長は、教育研究評議会を主宰する。

第三款 業務等

第二十二條 (業務の範囲等)

国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。
- 七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(大学附属の学校)

国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

第二節 大学共同利用機関法人

第一款 役員及び職員

(役員)

第二十四條 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置く。

各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第二の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十五條 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する。

機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議(第五号において「役員会」という。)の議を経なければならない。

- 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

監事は、大学共同利用機関法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人(大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(機構長等への報告義務)

第二十五條の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用)

第二十六條 第十二條、第十三條、第十四條、第十五條(第三項を除く。)、第十六條、第十七條(第六項及び第七項を除く。)、第十八條及び第十九條の規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二條第二項第一号中「第二十條第二項第三号」とあるのは「第二十七條第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一條第二項第三号又は第四号」とあるのは「第二十八條第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と、第十三條第一項中「理事(大学総括理事を除く。次項、第十五條第二項及び第十七條第五項において同じ。）」とあるのは「理事」と、第十四條第二項中「別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

第二款 経営協議会等

(経営協議会)

第二十七條 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 機構長
- 二 機構長が指名する理事及び職員
- 三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有するものの中から、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの

(経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。)

経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
- 2 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 3 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 4 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 5 その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項

議長は、経営協議会を主宰する。

(教育研究評議会)

第二十八條 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- 一 機構長
- 二 機構長が指名する理事

三 大学共同利用機関の長

その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員
 五 当該大学共同利用機関法人の役員及び職員以外の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同
 一の研究に従事するもの（前条第二項第三号に掲げる者を除く。）のうちから教育研究評議会
 が定めるところにより機構長が任命するもの

3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）
 - 二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）
 - 三 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 四 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者の人事に関する事項
 - 五 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する事項
 - 六 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
 - 七 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - 八 その他大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項
- 4 教育研究評議会に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 5 議長は、教育研究評議会を主宰する。

第三款 業務等

（業務の範囲等）

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

- 一 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。
- 二 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行
 研究と同一の研究に従事するもの利用に供すること。
- 三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- 四 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及
 び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促
 進すること。
- 五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令
 で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
- 六 産業競争力強化法第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務及び同項第六号に掲げる業務のうち出資に
 関するものを行うときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第三章 中期目標等

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を
 中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。こ
 れを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係
 る情報の提供に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大
 学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければなら
 ない。

（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目 標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計 画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき も、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴か
 なければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実
 な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができ
 る。

5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければ
 ならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業
 年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けな
 ければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中
 期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間に
 おける業務の実績
- 2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところによ
 り、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項
 について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同 項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。

この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価に
 あつては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮し
 て行わなければならない。同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の
 期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する
 評価にあつては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・
 学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請
 し、当該評価の結果を尊重して行わなければならない。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第
 二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に
 係る学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請す
 るものとする。

- 3 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあつては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会（第五項及び次条において「評価制度委員会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
 - 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
 - 5 評価制度委員会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。
- （中期目標の期間の終了時の検討）
- 第三十一条の四** 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に關し所要の措置を講ずるものとする。
 - 2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たつては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 文部科学大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
 - 4 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。
 - 5 評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

第四章 財務及び会計

（積立金の処分）

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る第三十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。
 - 2 国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び債券）

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
 - 2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

- 3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - 4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
 - 5 国立大学法人等は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
 - 6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
 - 7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。
- （償還計画）
- 第三十四条** 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（土地等の貸付け）

第三十四条の二 国立大学法人等は、第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

（余裕金の運用の認定）

第三十四条の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。
 - 一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
 - 二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足る知識及び経験を有するものであること。
 - 2 前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金（当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）の運用を行うことができる。
 - 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買
 - 二 預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限り。）
 - 三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限り。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。
 - イ 前二号に掲げる方法
 - ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結
 - 3 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定を受けた国立大学法人等が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。

第五章 指定国立大学法人等

(指定国立大学法人の指定)

第三十四条の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

4 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

2 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行う場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二條第一項及び第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「又は第二十九條第一項」とあるのは、「及び第三十四条の五第一項」とする。

(中期目標に関する特例)

第三十四条の六 文部科学大臣は、第三十條第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たつては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まなければならない。

(余裕金の運用の認定の特例)

第三十四条の七 指定国立大学法人は、第三十四條の三第二項の規定にかかわらず、同條第一項の認定を受けることなく同條第二項に規定する運用を行うことができる。

(役職員の報酬、給与等の特例等)

第三十四条の八 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十條の二第三項及び第五十條の十第三項の規定の適用については、準用通則法第五十條の二第三項中「実績」とあるのは、「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十條の十第三項中「並びに職員」とあるのは、「職員」と、「雇用形態」とあるのは、「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

2 前項に規定するもののほか、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

(二以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例)

第三十四条の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

2 第三十四条の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の五から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。こ

の場合において、第三十四条の四第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(違法行為等の是正)

第三十四条の十 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 国立大学法人等は、前項の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三條、第七條第二項、第八條第一項、第九條、第十一條、第十四條から第十七條まで、第二十一條の四、第二十一條の五、第二十四條、第二十五條、第二十六条から第四十六條まで、第四十七條から第五十條の十まで、第六十四條並びに第六十六條の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十一條第一項の規定を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人等」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人等」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人等」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人等」とあるのは「国立大学法人等」と読み替えるものとする。

読み替えられる独読み替えられる字句

立行政法人通則法の規定

第三條第三項

第十四條第一項

第三條第三項

第十四條第二項

第十四條第三項

第十五條第二項、第十六條、第二十四條及び第二十五条

第二十六条

法人の長が任命する

学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事が学

第三條第三項	個別法	国立大学法人法
第十四條第一項	長（以下「法人の長」という。）	学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては理事長とし、大学共同利用機関法人にあっては機構長とする。以下同じ。）
第三條第三項	法人の長	学長
第十四條第二項	法人の長	学長
第十四條第三項	この法律	国立大学法人法第十二條第七項（大学共同利用機関法人にあっては、同法第二十六条において準用する同項）
第十五條第二項、第十六條、第二十四條及び第二十五条	法人の長	学長
第二十六条	法人の長が任命する	学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事が学

第二十八條第二項	個別法	校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二條第三項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに国立大学法人法第二十三條の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学総括理事の申出に基づき行うものとする 国立大学法人法	第二十五條第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人をいう。以下同じ。）に国立大学法人法
第二十八條の四	第三十二條第一項、第三十五條の六第一項若しくは第二項又は第三十五條の十一第一項若しくは第二項	同法第三十一條第一項に規定する中期計画及び第三十一條の五第一項の中期計画、第三十五條の五第一項の中期計画及び第三十五條の八において読み替えて準用する第三十一條第一項の年度計画又は第三十五條の十第一項の事業計画	同法第二項第七号又は中長期計画（第三十五條の五第一項の認可を受けた同項の後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五條の五第二項第七号 個別法で定める 国立大学法人法第三十二條で定めるところによる
第三十一條第一項	中期目標管理法人	国立大学法人等（国立大学法人法第二條第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）	国立大学法人法第三十一條第二項第四号
第三十一條第二項	前條第一項 主務省令 主務大臣	前條第一項の認可を受けた後 国立大学法人法第三十一條第一項の認可を受けた後	国立大学法人法第三十一條第一項又は第二項の規定による
第三十八條第二項	（次條第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）	及び会計監査報告	国立大学法人法第三十三條第一項又は第二項の規定による
第三十八條第三項	及び監査報告	並びに監査報告及び会計監査報告	重要な財産
第三十八條第四項	総務省令	文部科学省令	国立大学法人法第三十一條第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その
第三十九條第一項	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）	国立大学法人等	この法律及び国立大学法人法並びにこれら
第三十九條第二項	総務省令	文部科学省令	この法律及び国立大学法人法並びにこれら
第三十九條第三項	子法人に	子法人（国立大学法人法第十一條第九項に規定する国立大学法人の子法人及び同法第	第五十條の四第二項第一号

第五十条の四第二項第三号	の研究者 研究に	において専ら研究又は教育に従事する者 研究又は教育に
第五十条の四第二項第四号	第三十二条第一項	国立大学法人法第三十一条の二第一項
第五十条の四第二項第五号	第三十五条第一項	国立大学法人法第三十一条の四第一項
第五十条の四第三項	政令	文部科学省令
第五十条の四第四項	総務大臣	文部科学大臣
第五十条の四第五項	政令	文部科学省令
第五十条の四第六項	個別法	国立大学法人法
第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項及び第五十条の九	第政令	文部科学省令

(財務大臣との協議)

第三十六條 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第七條第四項の規定により基準を定めようとするとき、又は同条第八項の規定により金額を定めようとするとき。
- 二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第五項、第三十四條、第三十四條の二若しくは第三十四條の五第二項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第三十條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 四 第三十二條第一項又は準用通則法第四十四條第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 五 第三十四條の三第二項第二号又は準用通則法第四十七條第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)
第三十七條 教育基本法(平成十八年法律第二十号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二條第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十八條 第十八條(第二十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九條 準用通則法第六十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第十一條第七項若しくは第八項若しくは第二十五條第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九條第三項の規定による調査を妨げたとき。
- 五 第二十二條第一項に規定する業務(指定国立大学法人にあっては同項及び第三十四條の五第一項、指定国立大学を設置する国立大学法人にあっては第二十二條第一項及び第三十四條の九第二項において準用する第三十四條の五第一項に規定する業務)以外の業務を行ったとき。
- 六 第二十九條第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 七 第三十一條第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。
- 八 第三十一條の二第二項の規定をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。
- 九 第三十四條の三第二項又は準用通則法第四十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 十 第三十四條の十第二項又は準用通則法第五十條の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十一 準用通則法第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 十二 準用通則法第三十八條第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告又は会計監査報告を備置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- 2 第十一條第九項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五條第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一條第九項若しくは第二十五條第七項又は準用通則法第三十九條第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

第二條 削除

(国立大学法人等の成立)

第三條 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七條の規定にかかわらず、国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第十七号。以下「整備法」という。)第二條の規定の施行の時に成立する。

2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六條の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第四條 国立大学法人等の成立の際現に附則別表の上欄に掲げる機関の職員である者(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第二條又は独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)附則第二條の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。)は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第五條 前条の規定により各国立大学法人等の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二條第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を同項

に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことをみなす。

第六条 附則第四条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第一項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいたる在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいたる在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続き附則別表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となった者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであって、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとすれば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第七条及び第八条 削除

（権利義務の承継等）

第九条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、各国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

2 前項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等に承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額（国立大学法人にあっては、当該価額に独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号）附則第十九条の規定による改正前の附則第十二条第一項の規定により当該国立大学法人が独立行政法人国立大学財務・経営センターに対して負担することとされた債務の額を加えた額）を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立大学法人等に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産のうち、土地については、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（附則第十二条第一項において「機構」という。）に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 国立大学法人等の成立の際、旧特別会計法第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧機関の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、国立大学法人等の成立の日において各国立大学法人等に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第十一条 削除

（機構の債務の負担等）

第十二条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、機構に対し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務（第三項において単に「承継債務」という。）のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。

2 文部科学大臣は、前項の規定により債務を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、承継債務を保証するものとする。

4 第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行う債務の保証に必要事項は、政令で定める。

5 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第三十三条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

（国有財産の無償使用）

第十三条 国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

2 国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

（国の無利子貸付け等）

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第四項の項中「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により国立大学法人等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 国立大学法人等が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(旧設置法に規定する大学等に関する経過措置)
第十五条 附則別表の上欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時ににおいて、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人が第四条第二項の規定により設置する別表第一の第二欄に掲げる国立大学となるものとする。

2 旧設置法(整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)をいう。附則別表において同じ。)第九条に規定する国立久里浜養護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時ににおいて、国立大学法人筑波大学が第四条第二項の規定により設置する筑波大学に附属して設置される養護学校となるものとする。

第十六条及び第十七条 削除
(不動産に関する登記)

第十八条 各国立大学法人等が附則第九条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第十九条 国立大学法人等の成立の際現に係属している国立大学法人等が行う第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立大学法人等が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、当該国立大学法人等を国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。(最初の教育研究評議会の評議員)

第二十条 国立大学法人等の成立後の最初の第二十一條第一項及び第二十八條第一項に規定する教育研究評議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評議員で組織するものとする。
一 国立大学法人の教育研究評議会 第二十一條第二項第一号及び第二号に掲げる者
二 大学共同利用機関法人の教育研究評議会 第二十八條第二項第一号から第三号までに掲げる者

第二十一条 削除
(政令への委任)

第二十二条 附則第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十二條から第十五條まで及び第十八條から第二十條までに定めるもののほか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(国立大学法人の納付金等)

第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度(一般会計補正予算(第一号)により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二條第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。
2 文部科学大臣は、前項の規定により同項に規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。

附則別表(附則第四条、附則第六条、附則第十五條関係)

Table with 2 columns: 旧設置法第三条第一項の表に掲げる北海道大学, 国立大学法人北海道大学

Main table with 3 columns: 旧設置法第三条第一項の表に掲げる..., 国立大学法人..., 国立大学法人...

旧設置法第三条第一項の表に掲げる愛知教育大学	国立大学法人愛知教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋工業大学	国立大学法人名古屋工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる豊橋技術科学大学	国立大学法人豊橋技術科学大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる三重大学	国立大学法人三重大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀医科大学	国立大学法人滋賀医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都大学	国立大学法人京都大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都教育大学	国立大学法人京都教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都工芸繊維大学	国立大学法人京都工芸繊維大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪大学	国立大学法人大阪大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪外国語大学	国立大学法人大阪外国語大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪教育大学	国立大学法人大阪教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる兵庫教育大学	国立大学法人兵庫教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる神戸大学	国立大学法人神戸大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良教育大学	国立大学法人奈良教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良女子大学	国立大学法人奈良女子大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人和歌山大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる鳥取大学	国立大学法人鳥取大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる島根大学	国立大学法人島根大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる岡山大学	国立大学法人岡山大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる広島大学	国立大学法人広島大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる山口大学	国立大学法人山口大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる徳島大学	国立大学法人徳島大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる鳴門教育大学	国立大学法人鳴門教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる香川大学	国立大学法人香川大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる愛媛大学	国立大学法人愛媛大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる高知大学	国立大学法人高知大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる福岡教育大学	国立大学法人福岡教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる九州大学	国立大学法人九州大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる九州工業大学	国立大学法人九州工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる佐賀大学	国立大学法人佐賀大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる長崎大学	国立大学法人長崎大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる熊本大学	国立大学法人熊本大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大分大学	国立大学法人大分大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる宮崎大学	国立大学法人宮崎大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる鹿児島大学	国立大学法人鹿児島大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる琉球大学	国立大学法人琉球大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する総合研究大学院大学	国立大学法人総合研究大学院大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する政策研究大学院大学	国立大学法人政策研究大学院大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する北陸先端科学技術大学院大学	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する奈良先端科学技術大学院大学	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

旧設置法第三条の五第一項の表に掲げる筑波技術短期大学	国立大学法人筑波技術短期大学
旧設置法第三条の五第一項の表に掲げる高岡短期大学	国立大学法人高岡短期大学
旧設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関（以下「旧大学共同利用機関」という。）のうち、大学共同利用機関法人人間文化研究機関の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	国立大学共同利用機関法人人間文化研究機関
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	国立大学共同利用機関法人自然科学研究機構
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	国立大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人情報・システム共同利用機関法人情報・システム研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	国立大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

附則（平成一七年五月二五日法律第四九号）

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第五条から第七
 条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。
 （学長となるべき者の指名等に関する特例）

第二条 文部科学大臣は、この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において、現にこの法律
 による改正前の国立大学法別表第一に規定する国立大学法人筑波技術短期大学（以下「旧筑
 波技術短期大学」という。）の学長である者を、同日において、この法律による改正後の国
 立大学法別表第一に規定する国立大学法人筑波技術短期大学（以下「新筑波技術短期大学」とい
 う。）の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者
 以外の者が新たに旧筑波技術短期大学法人の学長となつたときは、当該指名された者に代えて、
 当該学長を新筑波技術短期大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

2 前項に規定する学長となるべき者の指名については、準用通則法（国立大学法人法第三十五条
 の規定により準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）をいう。以下同じ。）第
 十四条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により指名され、準用通則法第十四条第二項の規定により新筑波技術短期大学法人の
 成立の時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、国立大学法人法第十五条第一項の規定
 にかかわらず、旧筑波技術短期大学法人の学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 文部科学大臣は、この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において、この法律による改
 正前の国立大学法別表第一に規定する国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大
 学及び国立大学法人高岡短期大学（以下それぞれ「旧富山大学法人」、「旧富山医科薬科大学法
 人」という。）により、これらの国立大学法人にそれぞれ学長選考会議において選出された者で構
 成される会議（以下「合同学長選考会議」という。）において同条第七項に規定する者のうちか
 ら選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、この法律による改正後の国立大学法人法
 別表第一に規定する国立大学法人富山大学（以下「新富山大学法人」という。）の学長となるべ
 き者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合にお
 いては、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改め
 て選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、新富山大学
 法人の学長となるべき者として指名するものとする。

5 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

- 一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。
- 二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定めること。
- 三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。
- 四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮って定めること。
- (国立大学法人筑波技術大学及び国立大学法人富山大学の成立)
- 第三条** 新筑波技術大学法人及び新富山大学法人（以下「新国立大学法人」と総称する。）は、準用通則法第十七条及び国立大学法人法附則第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。
- 2 前項の規定により成立した新国立大学法人は、準用通則法第十六条の規定にかかわらず、新国立大学法人の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。
- (旧国立大学法人の理事又は監事に関する経過措置)
- 第四条** 旧筑波技術短期大学法人の理事又は監事であった者（その最初の任命の際現に旧筑波技術短期大学法人の役員又は職員でなかった者を除く。）が、引き続き新筑波技術短期大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に新筑波技術短期大学法人の役員又は職員であった者とみなす。
- 2 旧富山大学法人、旧富山医科薬科大学法人及び旧高岡短期大学法人（以下「旧富山大学法人等」と総称する。）の理事又は監事であった者（その最初の任命の際現に旧富山大学法人等の役員又は職員でなかった者を除く。）が、引き続き新富山大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に新富山大学法人の役員又は職員であった者とみなす。
- (旧国立大学法人の解散等)
- 第五条** 旧筑波技術短期大学法人及び旧富山大学法人等（以下「旧国立大学法人」と総称する。）は、新国立大学法人の成立の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。
- 2 新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人が有する権利のうち、新国立大学法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、新国立大学法人の成立の時に国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に必要な事項は、政令で定める。
- 4 旧国立大学法人の平成十七年四月一日に始まる事業年度（以下「最終事業年度」という。）は、それぞれ旧国立大学法人の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 旧国立大学法人の最終事業年度における業務の実績については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ準用通則法第三十二条第一項に規定する評価を受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人に対してなされるものとする。
- 6 旧国立大学法人の最終事業年度に係る決算並びに準用通則法第三十八条に規定する財務諸表及び事業報告書の作成等については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ行うものとする。
- 7 旧国立大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ行うものとする。
- 8 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものととして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ行うものとする。
- 9 前三項の規定により新国立大学法人が行うものとされる旧国立大学法人の行った事業に係る決算等の業務については新国立大学法人の行った事業に係る決算等の業務とみなして、国立大学法人法第十一条、第二十条第四項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「新国立大学法人（国立大学法人の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号）附則第三条第一項に規定する新国立大学法人をいう。）の最初の」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人（国立大学法人の一部を改正する法律附則第五条第一項に規定する旧国立大学法人をいう。以下同じ。）の最終事業年度（同条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）の」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において旧国立大学法人が積み立てた積立金」とする。
- 10 国立大学法人法第七条第一項の規定にかかわらず、第一項の規定により新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人が旧国立大学法人の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人が承継する資産の価額（前項の規定により読み替えられた同法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から旧国立大学法人に出えんされた金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人に出資されたものとする。
- 11 前項に規定する資産のうち、土地については、新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。
- 12 第十項に規定する資産の価額は、新国立大学法人の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 13 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 14 前項の規定により旧国立大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- 第六条** 前条第一項の規定により新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人が承継した国立大学法人法附則第十一条第一項の規定による貸付金に相当する金額は、同法附則第十四条第一項の規定により国から当該国立大学法人に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- (国有財産の無償使用)
- 第七条** 国は、新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人に使用されている国有財産であつて、政令で定めるものを、政令で定めるところにより、旧筑波技術短期大学法人に使用されているものにあつては新筑波技術短期大学法人の、旧富山大学法人等に使用されているものにあつては新富山大学法人の用に供するため、新国立大学法人に無償で使用させることができる。
- 2 国は、新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、旧筑波技術短期大学法人の職員の

住居の用に供されているものにあつては新筑波技術大学法人の職員の住居の、旧富山大学法人等の職員の住居の用に供されているものにあつては新富山大学法人の職員の住居の用に供するため、新国立大学法人に無償で使用させることができる。

(中期目標に関する特例)

第八条 新国立大学法人の最初の中期目標の期間については、国立大学法人法第三十条第一項中「六年間」とあるのは、「四年六月間」とする。

第九条 前条の中期目標に係る準用通則法第三十四条第一項に規定する評価については、新筑波技術大学法人にあつては旧筑波技術短期大学法人の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、新富山大学法人にあつては旧富山大学法人等の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、それぞれ考慮して行うものとする。

(旧国立大学法人が設置する大学等に関する経過措置)

第十条 新国立大学法人の成立の際現に旧筑波技術短期大学法人及び旧高岡短期大学法人がそれぞれ設置する短期大学(第四項において「旧短期大学」という。)に在学する学生が存する場合に、当該学生が当該短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、短期大学として、新筑波技術短期大学法人にあつては筑波技術短期大学部を、新富山大学法人にあつては高岡短期大学部を、それぞれ設置する。

2 筑波技術短期大学部及び高岡短期大学部は、前項に規定する学生が当該短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

3 第一項の場合における国立大学法人法第二十二條第一項第一号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学(国立大学法人法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により設置される短期大学を含む。以下この条において同じ。)」とする。

4 旧短期大学は、新国立大学法人の成立の時において、旧筑波技術短期大学法人が設置する短期大学にあつては新筑波技術短期大学法人が短期大学として設置する筑波技術短期大学部に、旧高岡短期大学法人が設置する短期大学にあつては新富山大学法人が短期大学として設置する高岡短期大学部に、それぞれなるものとする。

第十一条 新国立大学法人の成立の際現に旧富山大学法人及び旧富山医科薬科大学法人がそれぞれ設置する大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、新富山大学法人が設置する大学において行うものとし、新富山大学法人が設置する大学は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、新富山大学法人が設置する大学の定めるところによる。

(旧国立大学法人の解散に伴う経過措置)

第十二条 旧国立大学法人については国立大学法人法(第十二条及び第十三条を除く。)の規定による処分、手続その他の行為は、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人についてした処分、手続その他の行為と、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人についてした処分、手続その他の行為と、それぞれみなす。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条及び第四条から前条までに定めるもののほか、新国立大学法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一七年七月二六日法律第八七号)抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則(平成一八年六月二二日法律第八〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平成一八年一二月二二日法律第一二〇号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成一九年六月二〇日法律第八九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次条第四項並びに附則第三条第三項及び第四項、第四条並びに第七条の規定は、公布の日から施行する。

(大阪外国語大学法人の解散等)

第二条 国立大学法人大阪外国語大学(以下「大阪外国語大学法人」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学法人」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現に大阪外国語大学法人が有する権利のうち、大阪大学法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 大阪外国語大学法人の平成十九年四月一日に始まる事業年度(以下この条において「最終事業年度」という。)は、大阪外国語大学法人の解散の日の前日に終わるものとする。

5 大阪外国語大学法人の最終事業年度における業務の実績については、大阪大学法人が準用通則法(国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)をいう。以下この条において同じ。)第三十二條第一項に規定する評価を受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、大阪大学法人に対してなされるものとする。

6 大阪外国語大学法人の最終事業年度に係る準用通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書(第十一項において「財務諸表等」という。)の作成等については、大阪大学法人が行うものとする。

7 大阪外国語大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、大阪大学法人が行うものとする。

8 大阪大学法人のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標(以下この条において単に「中期目標」という。)の期間に係る準用通則法第三十三條の規定による事業報告書の提出及び公表については、大阪外国語大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

9 大阪大学法人の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての準用通則法第三十四條第一項に規定する評価については、大阪外国語大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

10 大阪外国語大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において大阪外国語大学法人の中期目標の期間が終了したものと見て、大阪大学法人が行うものとする。

11 第六項、第七項及び前項の規定により大阪大学法人が行うものとされる大阪外国語大学法人の行った事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については大阪大学法人の行った事業に係るこれらの業務とみなして、国立大学法人法第十一條、第二十条第四項、第三十二條、第三十六條及び第四十条並びに準用通則法第三十八條、第三十九條及び第四十四條(第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。)の規定を適用する。この場合において、国立大学法人法第三十二條第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人大阪大学の国立大学法人法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十九号)の施行の日を含む」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八條第一項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国語大学法人(国立大学法人法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十九号)附則第二条第一項に規定する大阪外国語大学法人をいう。以下同じ。)」の最終事業年度(同条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。)」の」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則

法第四十四条第一項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国語大学法人の最終事業年度の」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国語大学法人の最終事業年度の」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において大阪外国語大学法人が積み立てた積立金」とする。

12 第一項の規定により大阪外国語大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(大阪大学法人への出資)
第三条 前条第一項の規定により大阪大学法人が大阪外国語大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、大阪大学法人が承継する資産の価額(同条第十一項の規定により読み替えて適用される国立大学法第三十二条第一項の規定による認定を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から大阪外国語大学法人に出んされた金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から大阪大学法人に対し出資されたものとする。この場合において、大阪大学法人は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、大阪大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)
第四条 国は、この法律の施行の際現に大阪外国語大学法人の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、大阪大学法人の職員の住居の用に供するため、大阪大学法人が無償で使用させることができる。

(大阪外国語大学法人が設置する大学に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に大阪外国語大学法人が設置する大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、大阪大学法人が設置する大学において行うものとし、大阪大学法人が設置する大学は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、大阪大学法人が設置する大学の定めるところによる。

(大阪大学法人の理事又は監事の任命に関する経過措置)
第六条 大阪外国語大学法人の役員であつた者(理事又は監事であつた者にあつては、その最初の任命の際現に大阪外国語大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。)が、引き続き大阪大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に大阪大学法人の役員又は職員である者とみなす。

2 大阪大学法人の理事又は監事であつた者(その最初の任命の際現に大阪大学法人の役員又は職員でなかつた者であつて、かつ、施行日の前日に大阪外国語大学法人の役員であつた者(その最初の任命の際現に大阪外国語大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。))又は職員であつた者(その任命の際現に大阪外国語大学法人の役員又は監事である場合における国立大学法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に大阪大学法人の役員又は職員である者とみなす。この場合において、同法第十五条第四項後段の規定は、適用しない。

(政令への委任)
第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年五月二八日法律第三七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄
この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附則 (平成二五年二月二一日法律第九八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第十六条(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。)、第二十条から第二十二号条まで、第七十五条、第三十四条(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。)、第三百三十七号第一項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。)、第三百五十三号(同項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第三百五十二号(同号に係る部分(同項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))並びに附則第二十六条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置)
第十七条 第九十三条の規定による改正後の国立大学法人法(以下この条において「新大学法人法」という。)第十三条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十一條の二、第二十五条第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第二十五条の二並びに新大学法人法第三十五条において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に国立大学法人等(新大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等を含む。以下この条において同じ。)の監事である者の任期(補欠の国立大学法人等の監事の任期を含む。)については、新大学法人法第十五条第三項(新大学法人法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新大学法人法第三十一条の二及び第三十一条の三の規定は、国立大学法人等の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

4 国立大学法人等の施行日の前日を含む中期目標(第九十三条の規定による改正前の国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標をいう。)の期間の終了時の検討に関する新大学法人法

第三十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標」とあるのは、「中期目標」とする。

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（平成二六年六月二七日法律第八号）

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二条の規定による改正後の国立大学法人法（以下「新国立大学法人法」という。）の施行の状況、国立大学法人（新国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選挙会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二七年五月二七日法律第二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に前条の規定による改正前の国立大学法人法第七条第四項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の国立大学法人法第七条第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

附則（平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年五月二八日法律第三八号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第二条 この法律による改正後の国立大学法人法（次項において「新法」という。）第三十四条の四第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請をすることができる。

2 文部科学大臣は、前項の申請があつた場合には、この法律の施行前においても、新法第三十四条の四の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年五月二三日法律第二六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和元年五月二四日法律第二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第二条 第二条の規定による改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人岐阜大学及び国立大学法人名古屋大学（以下それぞれ「岐阜大学法人」という。）により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた学長選挙会議（国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選挙会議をいう。以下この項において同じ。）の委員の中からそれぞれの学長選挙会議において選出された者で構成される会議（以下「合同学長選挙会議」という。）を設けることができる。

2 文部科学大臣は、合同学長選挙会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから選考された者について、合同学長選挙会議の申出があつた場合には、その者を当該申出に基づき、第二条の規定による改正後の同法（以下「新国立大学法人法」という。）別表第一に規定する国立大学法人東海国立大学機構（以下「東海国立大学機構」という。）の学長（東海国立大学機構が設置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。以下この条において同じ。）となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選挙会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選挙会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、東海国立大学機構の学長となるべき者として指名するものとする。

3 前項の規定により指名された学長となるべき者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、新国立大学法人法の規定により、東海国立大学機構の学長に任命されたものとする。

4 名古屋大学法人の学長の任期は、第二項の規定により東海国立大学機構の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

5 合同学長選挙会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十条第三項の規定の例により、東海国立大学機構に大学総括理事を置くことを定め、同条第四項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

6 合同学長選挙会議の構成については、次に掲げる内容を定めるものとする。

- 一 合同学長選挙会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選挙会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。
- 二 合同学長選挙会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。
- 三 議長は、合同学長選挙会議を主宰すること。
- 四 前三号に定めるもののほか、合同学長選挙会議の議事の手続その他合同学長選挙会議に必要な事項は、議長が合同学長選挙会議に諮つて定めること。

(岐阜大学法人の解散等)

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において東海国立大学機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に岐阜大学法人が有する権利のうち、東海国立大学機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始まる事業年度(以下この条において「最終事業年度」という。)における業務の実績については、東海国立大学機構が国立大学法人法第三十一条の二第一項第二号に規定する評価を受けるものとする。

5 岐阜大学法人の最終事業年度に係る準用通則法(新国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)をいう。第十項において同じ。)第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書、決算報告書(同項において「財務諸表等」という。)の作成等については、東海国立大学機構が行うものとする。

6 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、東海国立大学機構が行うものとする。

7 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標(以下この条において単に「中期目標」という。)の期間に係る同法第三十一条の二第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法第三十一条の二第一項に規定する評価(同項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るものに限る。)については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

9 岐阜大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において岐阜大学法人の中期目標の期間が終了したものとす、東海国立大学機構が行うものとする。

10 第五項、第六項及び前項の規定により東海国立大学機構が行うものとされる岐阜大学法人の行った事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については東海国立大学機構の行った事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第三十一条、第二十条第五項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十条(第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。)の規定を適用する。

11 第一項の規定により岐阜大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(東海国立大学機構への出資)

第四条 前条第一項の規定により東海国立大学機構が岐阜大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、東海国立大学機構が承継する資産の価額(同条第十項の規定により読み替えて適用される新国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から岐阜大学法人に入金された金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から東海国立大学機構に対し出資されたものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、東海国立大学機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 岐阜大学法人が設置する大学に関する経過措置) 設置する岐阜大学となるものとする。

6 岐阜大学法人が設置する大学に関する経過措置) (名古屋大学法人に関する経過措置) 第六条 名古屋大学法人は、この法律の施行の時に、東海国立大学機構となるものとする。

7 第七条 施行日の前日において名古屋大学法人が国立大学法人法第三十四条の四に規定する指定国立大学法人として指定されているときは、東海国立大学機構が設置する名古屋大学は、施行日において新国立大学法人法第三十四条の九第一項に規定する指定国立大学として指定されたものとする。

8 東海国立大学機構の理事又は監事の任命に関する経過措置) 第八條 岐阜大学法人の役員又は監事であった者(理事又は監事であった者)については、その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員であった者(理事又は監事であった者)を除く。が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事に任命される場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員であった者(その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員であった者)とみなす。

9 名古屋大学法人の理事又は監事であった者(その最初の任命の際現に名古屋大学法人の役員又は職員でなかつた者)であつて、かつ、施行日の前日に岐阜大学法人の役員であった者(その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかつた者)又は職員であった者(その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかつた者)を除く。が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事である場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者(その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員であった者)とみなす。

10 第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一(第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係) 国立大学法人の名称

Table with 4 columns: University Name, Location, Faculty Count, and other details. Includes entries for National University of North Hokkaido, National University of Education, etc.

国立大学法人旭川医科大学	旭川医科大学	北海道	四
国立大学法人北見工業大学	北見工業大学	北海道	二
国立大学法人弘前大学	弘前大学	青森県	五
国立大学法人岩手大学	岩手大学	岩手県	四
国立大学法人東北大学	東北大学	宮城県	七
国立大学法人宮城教育大学	宮城教育大学	宮城県	三
国立大学法人秋田大学	秋田大学	秋田県	五
国立大学法人山形大学	山形大学	山形県	五
国立大学法人福島大学	福島大学	福島県	四
国立大学法人茨城大学	茨城大学	茨城県	四
国立大学法人筑波大学	筑波大学	茨城県	八
国立大学法人筑波技術大学	筑波技術大学	茨城県	二
国立大学法人宇都宮大学	宇都宮大学	栃木県	四
国立大学法人群馬大学	群馬大学	群馬県	五
国立大学法人埼玉大学	埼玉大学	埼玉県	四
国立大学法人千葉大学	千葉大学	千葉県	六
国立大学法人東京大学	東京大学	東京都	七
国立大学法人東京医科歯科大学	東京医科歯科大学	東京都	五
国立大学法人東京外国語大学	東京外国語大学	東京都	三
国立大学法人東京学芸大学	東京学芸大学	東京都	四
国立大学法人東京農工大学	東京農工大学	東京都	四
国立大学法人東京芸術大学	東京芸術大学	東京都	四
国立大学法人東京工業大学	東京工業大学	東京都	四
国立大学法人東京海洋大学	東京海洋大学	東京都	四
国立大学法人お茶の水女子大学	お茶の水女子大学	東京都	四
国立大学法人電気通信大学	電気通信大学	東京都	四
国立大学法人一橋大学	一橋大学	東京都	四
国立大学法人横浜国立大学	横浜国立大学	神奈川県	四
国立大学法人新潟大学	新潟大学	新潟県	六
国立大学法人長岡技術科学大学	長岡技術科学大学	新潟県	三
国立大学法人上越教育大学	上越教育大学	新潟県	三
国立大学法人富山大学	富山大学	富山県	六
国立大学法人金沢大学	金沢大学	石川県	六
国立大学法人福井大学	福井大学	福井県	六
国立大学法人山梨大学	山梨大学	山梨県	六
国立大学法人信州大学	信州大学	長野県	六
国立大学法人静岡大学	静岡大学	静岡県	四
国立大学法人浜松医科大学	浜松医科大学	静岡県	四
国立大学法人東海国立大学機構	岐阜大学	愛知県	八
国立大学法人愛知教育大学	愛知教育大学	愛知県	四
国立大学法人名古屋工業大学	名古屋工業大学	愛知県	三
国立大学法人豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学	愛知県	三
国立大学法人三重大学	三重大学	三重県	五

国立大学法人滋賀大学	滋賀大学	滋賀県	四
国立大学法人滋賀医科大学	滋賀医科大学	滋賀県	四
国立大学法人京都大学	京都大学	京都府	七
国立大学法人京都教育大学	京都教育大学	京都府	三
国立大学法人京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学	京都府	四
国立大学法人大阪教育大学	大阪教育大学	大阪府	八
国立大学法人大阪教育大学	大阪教育大学	大阪府	四
国立大学法人大阪教育大学	大阪教育大学	大阪府	三
国立大学法人神戸大学	神戸大学	兵庫県	八
国立大学法人奈良教育大学	奈良教育大学	奈良県	二
国立大学法人奈良女子大学	奈良女子大学	奈良県	四
国立大学法人和歌山大学	和歌山大学	和歌山県	四
国立大学法人鳥取大学	鳥取大学	鳥取県	五
国立大学法人島根大学	島根大学	島根県	六
国立大学法人岡山大学	岡山大学	岡山県	七
国立大学法人広島大学	広島大学	広島県	七
国立大学法人山口大学	山口大学	山口県	五
国立大学法人徳島大学	徳島大学	徳島県	五
国立大学法人鳴門教育大学	鳴門教育大学	徳島県	三
国立大学法人香川大学	香川大学	香川県	六
国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	愛媛県	五
国立大学法人高知大学	高知大学	高知県	六
国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学	福岡県	三
国立大学法人九州大学	九州大学	福岡県	八
国立大学法人九州工業大学	九州工業大学	福岡県	四
国立大学法人佐賀大学	佐賀大学	佐賀県	六
国立大学法人長崎大学	長崎大学	長崎県	六
国立大学法人熊本大学	熊本大学	熊本県	六
国立大学法人大分大学	大分大学	大分県	六
国立大学法人宮崎大学	宮崎大学	宮崎県	六
国立大学法人鹿児島大学	鹿児島大学	鹿児島県	六
国立大学法人琉球大学	琉球大学	鹿児島県	二
国立大学法人琉球大学	琉球大学	沖縄県	五
国立大学法人政策研究大学院大学	政策研究大学院大学	東京都	二
国立大学法人総合研究大学院大学	総合研究大学院大学	東京都	二
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	石川県	四
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	奈良県	四

備考
 一 政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第百三条に規定する大学とする。
 二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連携及び協力の下に教育研究を行うものとする。

三 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とする。

別表第二（第二条、第五条、第二十四条、附則第三条関係）

大学共同利用機関法人の名称	研究分野	主たる事務所の所在地	所理事の員数
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究	東京都	四
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究	東京都	五
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究	茨城県	四
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然及び社会における諸現象等の体系的な説明に関する研究	東京都	四

備考 この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。